

資 料

令和3年11月定例会日程

19日間

| 月 日 | 曜 | 区分 | 議 事 | 備 考 |
|-------|---|-----|--|-------------------------------|
| 11.25 | 木 | 本会議 | 開会 議席の一部変更 新議員紹介 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 常任委員会委員及び特別委員会委員の選任 議案上程 知事提案理由説明 議案に対する質疑（給与改定関連） 議案委員会付託（給与改定関連） | 議会運営委員会 9:30 |
| | | | 総務政策常任委員会 | |
| 26 | 金 | 休 会 | （ 議 案 調 査 ） | 一般質問通告締切 12:00 |
| 27 | 土 | | （ 閉 庁 日 ） | |
| 28 | 日 | | | |
| 29 | 月 | | （ 議 案 調 査 ） | |
| 30 | 火 | 本会議 | 一 般 質 問 総務政策常任委員長審査結果報告、 質疑、討論、採決（給与改定関連） | 議会運営委員会 9:30 |
| 12.1 | 水 | | | |
| 2 | 木 | | 一 般 質 問 | 請願締切 16:00 |
| 3 | 金 | | | 議員発議案締切 （会派提出） 17:00 |
| 4 | 土 | 休 会 | （ 閉 庁 日 ） | |
| 5 | 日 | | | |
| 6 | 月 | 本会議 | 一 般 質 問 議案に対する質疑 討論・採決（人事案件） 議案・請願委員会付託 | 議会運営委員会 9:30 |
| 7 | 火 | 休 会 | 常 任 委 員 会 | 議員発議案締切 17:00 （会派提出を除く） |
| 8 | 水 | | | |
| 9 | 木 | | 特 別 委 員 会 | 議会運営委員会 |
| 10 | 金 | | （ 議 事 整 理 ） | |
| 11 | 土 | | （ 閉 庁 日 ） | |
| 12 | 日 | | | |
| 13 | 月 | | 本会議 | 常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会 |

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年11月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第16号）
- 議案第2号 令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 宮崎県税条例等の一部を改正する条例
- 議案第4号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 工事請負契約の締結について
- 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 議案第11号 工事請負契約の締結について
- 議案第12号 訴えの提起について
- 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第14号 当せん金付証票の発売について
- 議案第15号 宮崎県公共施設等総合管理計画の変更について
- 議案第16号 教育委員会委員の任命の同意について
- 議案第17号 収用委員会委員の任命の同意について

（文書取扱 財政課）

2 1 5 - 1 2 4 6
令和3年11月25日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年11月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第18号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第19号 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(文書取扱 財政課)

215-1261
令和3年12月6日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年11月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第20号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第17号）

（文書取扱 財政課）

一般質問時間割

11月30日（火）

| 順序 | 会 派 | 質 問 者 | 時 間 | 備考 |
|----|--------|-------|-------------|----|
| 1 | 日本共産党 | 前屋敷恵美 | 10:00～11:00 | |
| 2 | 県民連合宮崎 | 山内佳菜子 | 11:00～12:00 | 休憩 |
| 3 | 自由民主党 | 坂口 博美 | 13:00～14:00 | |
| 4 | 県民連合宮崎 | 満行 潤一 | 14:00～15:00 | |

12月1日（水）

| 順序 | 会 派 | 質 問 者 | 時 間 | 備考 |
|----|-------|-------|-------------|----|
| 5 | 自由民主党 | 山下 博三 | 10:00～11:00 | |
| 6 | 自由民主党 | 横田 照夫 | 11:00～12:00 | 休憩 |
| 7 | 自由民主党 | 西村 賢 | 13:00～14:00 | |
| 8 | 自由民主党 | 日高 陽一 | 14:00～15:00 | |

12月2日（木）

| 順序 | 会 派 | 質 問 者 | 時 間 | 備考 |
|----|--------|-------|-------------|----|
| 9 | 県民連合宮崎 | 田口 雄二 | 10:00～11:00 | |
| 10 | 県民連合宮崎 | 岩切 達哉 | 11:00～12:00 | 休憩 |
| 11 | 郷中の会 | 有岡 浩一 | 13:00～14:00 | |

12月3日（金）

| 順序 | 会 派 | 質 問 者 | 時 間 | 備考 |
|----|-------|-------|-------------|----|
| 12 | 自由民主党 | 安田 厚生 | 10:00～11:00 | |
| 13 | 県民の声 | 井上紀代子 | 11:00～12:00 | 休憩 |
| 14 | 公明党 | 河野 哲也 | 13:00～14:00 | |

12月6日（月）

| 順序 | 会 派 | 質 問 者 | 時 間 | 備考 |
|----|-------|-------|-------------|----|
| 15 | 公明党 | 坂本 康郎 | 10:00～11:00 | |
| 16 | 自由民主党 | 佐藤 雅洋 | 11:00～12:00 | 休憩 |
| 17 | 自由民主党 | 丸山裕次郎 | 13:00～14:00 | |

議案 委員会審査結果表

[議案]

| 番号 | 件名 | 常任委員会 | | | | |
|------|-----------------------------|----------|----|----------|----------------|----------------|
| | | 総務 政策 | 厚生 | 商工 建設 | 環境 農林 水産 | 文教 警察 企業 |
| 第18号 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | 可決 | | | | |
| 第19号 | 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例 | 可決 | | | | |

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

| 番号 | 件名 | 常任委員会 | | | | |
|------|--|-------|----|------|--------|--------|
| | | 総務政策 | 厚生 | 商工建設 | 環境農林水産 | 文教警察企業 |
| 第1号 | 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第16号) | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 |
| 第2号 | 令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号) | | | 可決 | | |
| 第3号 | 宮崎県税条例等の一部を改正する条例 | 可決 | | | | |
| 第4号 | 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 | | | 可決 | | |
| 第5号 | 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 | | | | | 可決 |
| 第6号 | 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | | 可決 | | | |
| 第7号 | 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | | | 可決 | | |
| 第8号 | 宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | | | | | 可決 |
| 第9号 | 工事請負契約の締結について | 可決 | | | | |
| 第10号 | 工事請負契約の締結について | 可決 | | | | |
| 第11号 | 工事請負契約の締結について | 可決 | | | | |
| 第12号 | 訴えの提起について | | | 可決 | | |
| 第13号 | 公の施設の指定管理者の指定について | | | 可決 | | |
| 第14号 | 当せん金付証票の発売について | 可決 | | | | |
| 第15号 | 宮崎県公共施設等総合管理計画の変更について | 可決 | | | | |
| 第20号 | 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第17号) | 可決 | 可決 | 可決 | | |

[請願]

| 番号 | 件名 | 常任委員会 | | | | |
|------|---|-------|----|-------|--------|--------|
| | | 総務政策 | 厚生 | 商工建設 | 環境農林水産 | 文教警察企業 |
| 第3号 | 「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願 | | | 取下げ承認 | | |
| 第6号 | 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願 | | | | | 継続 |
| 第9号 | 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願 | 継続 | | | | |
| 第10号 | 私学助成の拡充・強化についての請願 | 採択 | | | | |
| 第11号 | 「消費税インボイス制度の中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願書 | 不採択 | | | | |
| 第12号 | 「宮崎県に提出する許認可・届出等の申請書に行政書士代理人欄を設けることについて」の請願 | 採択 | | | | |

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和3年11月定例会

| 委員会名 | 事 件 | 理 由 |
|-------------|---|----------------|
| 総務政策常任委員会 | <p>請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p> | 慎重な審査・調査を要するため |
| 厚生常任委員会 | 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査 | 調査を要するため |
| 商工建設常任委員会 | 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査 | 調査を要するため |
| 環境農林水産常任委員会 | 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査 | 調査を要するため |
| 文教警察企業常任委員会 | <p>請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p> | 慎重な審査・調査を要するため |
| 議会運営委員会 | 次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査 | 円滑な議会運営を図るため |

議案議決件名一覽表

| 議 案 番 号 | 件 名 | 議 決 月 日 |
|-----------|--|------------|
| 知事提出議案第1号 | 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第16号) | 12月13日・可 決 |
| 〃 第2号 | 令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号) | 〃 |
| 〃 第3号 | 宮崎県税条例等の一部を改正する条例 | 〃 |
| 〃 第4号 | 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 〃 第5号 | 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 〃 第6号 | 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 〃 第7号 | 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 〃 第8号 | 宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 〃 第9号 | 工事請負契約の締結について | 〃 |
| 〃 第10号 | 工事請負契約の締結について | 〃 |
| 〃 第11号 | 工事請負契約の締結について | 〃 |
| 〃 第12号 | 訴えの提起について | 〃 |
| 〃 第13号 | 公の施設の指定管理者の指定について | 〃 |
| 〃 第14号 | 当せん金付証票の発売について | 〃 |
| 〃 第15号 | 宮崎県公共施設等総合管理計画の変更について | 〃 |
| 〃 第16号 | 教育委員会委員の任命の同意について | 12月6日・同 意 |
| 〃 第17号 | 収用委員会委員の任命の同意について | 〃 |
| 〃 第18号 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | 11月30日・可 決 |
| 〃 第19号 | 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例 | 〃 |
| 〃 第20号 | 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第17号) | 12月13日・可 決 |
| 議員発議案 第1号 | 農林水産業等における燃油価格高騰対策の拡充に関する意見書 | 12月13日・可 決 |
| 〃 第2号 | コロナ禍における自殺者数の増加を受け対策を求める意見書 | 〃 |

| 議 案 番 号 | 件 名 | 議 決 月 日 |
|-----------|--------------------------------|------------|
| 議員発議案 第3号 | 高病原性鳥インフルエンザに対する迅速な対策を求める意見書 | 12月13日・可 決 |
| " 第4号 | 私学助成の拡充・強化を求める意見書 | " |
| " 第5号 | 疲弊した地域経済の回復に対する支援の抜本的拡充を求める意見書 | " |

議 員 発 議 案 等

議員発議案第1号

農林水産業等における燃油価格高騰対策の拡充に関する意見書

新型コロナの影響に加え、昨年末からの燃油価格の高騰により全国的に農林水産業に大きな影響が生じている。

農業産出額が全国第5位、海面漁業生産額全国第14位を誇る本県においては、農業の中核の一つをなしている施設園芸での暖房をはじめ、農業機械、漁船など、農林水産業における燃油コストの増大はもとより、農畜水産物や木材輸送を担う物流分野においても、燃油価格の高騰が経営に大きな影響を及ぼしている。

国では令和3年度補正予算案において燃油高騰対策を講じているが、このような状況が続けば、本県農林水産業の生産基盤が崩壊することも懸念されることから、早急に下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 施設園芸農家等を対象とするセーフティーネットについて関係予算を十分に確保するとともに、漁業の事業については漁業者による積立金の期中積み増しが可能となるよう特例的な措置を講じること。
- 2 施設園芸における省エネ対策を一層促進するため、保温効果の高い被覆資材やヒートポンプ等の省エネ設備の導入に係る制度を創設すること。
- 3 生産基盤の強化に向け、生産・流通コストの削減や生産性・品質の向上に要する資材等の導入など、次期作に前向きに取り組む農業者の支援制度を創設すること。
- 4 新型コロナによる経営への打撃に加え、燃油価格高騰の影響も受ける交通・物流事業者等に対して、負担軽減の措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月13日

宮 崎 県 議 会

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 衆 | 議 | 院 | 議 | 長 | 細 | 田 | 博 | 之 | 殿 | |
| 参 | 議 | 院 | 議 | 長 | 山 | 東 | 昭 | 子 | 殿 | |
| 内 | 閣 | 総 | 理 | 大 | 岸 | 田 | 文 | 雄 | 殿 | |
| 財 | 務 | 大 | 臣 | 臣 | 鈴 | 木 | 俊 | 一 | 殿 | |
| 農 | 林 | 水 | 産 | 大 | 金 | 子 | 原 | 二 | 殿 | |
| 経 | 済 | 産 | 業 | 大 | 萩 | 生 | 田 | 光 | 一 | 殿 |
| 国 | 土 | 交 | 通 | 大 | 齐 | 藤 | 鉄 | 夫 | 殿 | |
| 内 | 閣 | 官 | 房 | 長 | 松 | 野 | 博 | 一 | 殿 | |

議員発議案第2号

コロナ禍における自殺者数の増加を受け対策を求める意見書

コロナ禍において令和2年の女性の自殺者数は前年より935人増え、全国の自殺者数は11年ぶりに増加に転じた。

働く女性の5割以上が非正規雇用で、不安定で低賃金のなか、コロナ禍で雇用環境が悪化し、「雇用の調整弁」として雇止めやシフト減が起きている。

また、令和2年の児童生徒の自殺者数は前年より大幅に増加し、499人となったが、自殺の原因・動機は、「進路に関する悩み」、「学業不振」、「親子関係の不和」が上位であり、コロナ禍で学校環境も家庭環境も大きく変化し、危機的な状況にいる子どもたちを、早い段階で支援する必要がある。

さらに、コロナ禍の影響が長期化する中、更なる自殺者の増加が懸念され、支援を必要とする人たちに寄り添った一層の自殺防止対策が求められる。

よって、国においては、下記の事項を含む施策を早急に実施するよう強く要望する。

記

- 1 自殺対策基本法に基づき、国は、自治体の自殺対策計画づくりを支援し、計画に基づく事業の財政支援や事業の結果の検証を行い、自治体と連携して全国的な自殺対策を改善・進化させること。
- 2 若年世代への「生きることの包括的な支援」の強化や働く人の尊厳と健康が守られる職場を増やすための枠組みづくり、「よりそいホットライン」の拡充など「自殺総合対策大綱」に即した対策を実現するための予算を確保すること。
- 3 小中高校での相談体制の強化と子どもの権利条約に規定される子どもの意見表明権を保障する仕組みづくりとともに、学校外にも若者の居場所づくりを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月13日

宮崎県議会

| | |
|--------|-------|
| 衆議院議長 | 細田博之殿 |
| 参議院議長 | 山東昭子殿 |
| 内閣総理大臣 | 岸田文雄殿 |
| 財務大臣 | 鈴木俊一殿 |
| 文部科学大臣 | 末松信介殿 |
| 厚生労働大臣 | 後藤茂之殿 |

議員発議案第3号

高病原性鳥インフルエンザに対する迅速な対策を求める意見書

本年11月初旬、秋田県の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの発生が今季初めて確認されたことに続いて、11月末までに鹿児島県や兵庫県でも確認され、約35万羽の殺処分等の防疫措置がとられている。

高病原性鳥インフルエンザは昨年も11月に初めて確認されて以降、18県52事例、約987万羽が防疫措置の対象となり、畜産業は大きな影響を受けた。

本年も急速な感染拡大が懸念され、養鶏農家・関連業界だけでなく、消費者・住民にも不安が募っている。

よって、国においては、これまで蓄積してきた知見を生かし、早期に対応するとともに、関係府省庁及び地方自治体と緊密な連携を図り、下記の措置について講ずるよう強く要望する。

記

1 発生原因・感染経路の早期解明と対策の構築

高病原性鳥インフルエンザの発生原因と感染経路を速やかに解明し、野鳥の検査の頻度や検体数を増強するとともに、感染の早期発見と早期対応を重視し、必要な財政措置を講じること。

2 養鶏農家等への支援の充実

高病原性鳥インフルエンザの発生で損害を受けた養鶏農家に対する十分な支援を講じるとともに、移動制限・搬出制限区域内にあった養鶏農家や区域外で影響を受けた農家・食鳥処理事業者等に対し、経営継続に向けた支援の充実を図ること。

3 感染予防対策に向けた資材・施設整備等への支援

高病原性鳥インフルエンザの発生防止に向けて、野生小動物の侵入防止柵や防鳥ネットの整備等、飼養衛生管理の徹底について支援策を充実し、必要な予算を十分に確保すること。

4 正確な情報提供と風評被害の防止

生産者、消費者、流通事業者等に対して高病原性鳥インフルエンザに関する適時的確な情報提供を行い、風評被害防止対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月13日

宮 崎 県 議 会

| | | | | | | | | | |
|---------------------------------|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---|---------------------------------|----------------------------|
| 衆 参 内 財 厚 農 内 | 議 議 閣 生 林 閣 | 院 院 総 務 労 水 官 | 議 議 理 大 働 産 房 | 長 長 臣 臣 臣 官 | 細 山 岸 鈴 後 金 松 | 田 東 田 木 藤 子 野 | 博 昭 文 俊 茂 原 二 郎 博 | 之 子 雄 一 之 郎 一 | 殿 殿 殿 殿 殿 殿 |
|---------------------------------|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---|---------------------------------|----------------------------|

私学助成の拡充・強化を求める意見書

本県の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校（以下「私立学校」という。）は、それぞれ建学の精神に基づき公立学校と共存した公教育の一翼を担い、先駆的な教育の実践や新しい時代に対応する自由で多様な教育を積極的に展開して、本県の学校教育の発展に寄与している。

本県では、高齢化や人口減少が全国平均よりも早く進行しており、中学卒業生数は令和3年3月現在で約1万人と、約30年間でほぼ半減している。また、就学・就業期に当たる若年層の大都市圏への流出が進んでおり、本県の将来を担う人材の育成・定着がこれまで以上に求められている。

このような中で、私立学校は、私学教育の最大の特徴である「個性豊かで多様性のある人材育成」を一層伸長し、新しい社会に果敢に立ち向かえる人材を育成するべく、それぞれの課題解決に向けて取り組んできたが、少子化による急激な生徒等の減少は、保護者からの学納金と行政からの経常費助成によって支えられている私立学校の経営に深刻な影響を与えている。

また、一人ひとりの子どもたちに相応しい学びを保障する観点から、私立幼稚園から大学に至るすべての学校種において、保護者の経済的負担を軽減する制度が拡充されたところであるが、現行の制度では世帯年収額に係る格差があるなど、教育の無償化は未だ道半ばである。

公教育の一翼を担う私立学校において、国の進める教育改革に的確に対応し、将来を担う子どもたちが、時代の変化に対応できる知識や能力を身に付けるためには、質の高い教育活動を維持・向上させる取組を進めることはもちろん、私立学校を運営する学校法人の財政基盤の安定化が不可欠である。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、ICTを活用したオンライン授業の取組が推進された一方で、公私間における教育のデジタル化の格差が鮮明となった。また、近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震に備え、子どもたちの生命を守り安全を確保するための学校施設の耐震化も急務となっている。

よって、国においては、私立学校における教育の重要性を鑑み、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持しつつ、一層の拡充を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減のための就学支援金制度を拡充・強化し、私立学校のICT環境の整備や学校施設の耐震化をはじめとする教育環境の整備をさらに充実するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月13日

宮崎県議会

| | | |
|--------|-------|---|
| 衆議院議長 | 細田博之 | 殿 |
| 参議院議長 | 山東昭子 | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 岸田文雄 | 殿 |
| 財務大臣 | 鈴木俊一 | 殿 |
| 文部科学大臣 | 末松信介 | 殿 |
| 内閣官房長官 | 松野博一 | 殿 |
| デジタル大臣 | 牧島かれん | 殿 |

議員発議案第5号

疲弊した地域経済の回復に対する支援の抜本的拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は全国で減少傾向に転じ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は9月末で全て解除され、行動制限も段階的に緩和されている。

本県においても、今夏にまん延防止等重点措置が適用されるなど感染が拡大したところであるが、感染防止対策として県外との往来などの行動自粛や飲食店等の営業時間短縮、酒類の提供自粛などに県民一丸となって取り組み、県内の感染状況は沈静化したところである。

しかしながら、長引いた感染拡大や外出自粛は、観光業や飲食店をはじめとした多くの事業者に大打撃を与え、働く人たちの暮らしは大変厳しい状況に追い込まれている。

特に非正規雇用労働者においては、不当な派遣切りや雇い止め、就業時間の短縮による影響が深刻化しており、親の収入減少やアルバイトによる収入を断たれた学生等においては、公的支援を受けられずに困窮し、経済的理由による休学者や中途退学者が増加している状況である。

このような状況下において、コロナ禍で傷ついた我が国の経済を立て直し、県民の暮らしを守り、社会経済活動を再開していくためには、緊急の支援はもとより、コロナ以前の状況に戻るまで切れ目のない継続的な支援を行うことが不可欠である。

よって、国においては下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 自治体において地域の実情に応じた経済対策に取り組めるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の更なる充実と、基金への積立てを認めるなどの弾力的な運用を図ること
- 2 地方交付税については、所要額を確保するとともに、その財源調整機能を強化することとし、基準財政需要額の算定に当たっては、自主財源に乏しく財政力指数が低い地域などに最大限配慮すること
- 3 コロナの感染拡大により収益の悪化が生じている飲食業、観光業などの中小企業や個人事業主の事業継続と雇用維持のため、感染拡大リスクを適切に管理しながら、Go To トラベル事業を拡充するとともに、新たに予算化された事業復活支援金や一部見直しが予定されている雇用調整助成金等を拡充・強化すること
- 4 雇用情勢の深刻化を踏まえ、解雇や休業等を余儀なくされた非正規雇用労働者に対する休業支援金・給付金の更なる拡充を行うとともに、厳しい生活を送る働く人に対して直接支援が行き渡るような施策を実施すること

- 5 コロナ禍で困窮する学生等が学びを継続するための支援として、学生支援緊急給付金に加え、社会情勢が以前の状況に戻るまでの間、就学支援制度により経済負担を軽減し、国の将来を担う学生等が学業に専念できる環境を整備するための継続した支援を拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年12月13日

宮 崎 県 議 会

| | |
|----------|--------|
| 衆議院議長 | 細田博之殿 |
| 参議院議長 | 山東昭子殿 |
| 内閣総理大臣 | 岸田文雄殿 |
| 総務大臣 | 金子恭之殿 |
| 財務大臣 | 鈴木俊一殿 |
| 文部科学大臣 | 末松信介殿 |
| 厚生労働大臣 | 後藤茂之殿 |
| 国土交通大臣 | 斉藤鉄夫殿 |
| 内閣官房長官 | 松野博一殿 |
| 経済再生担当大臣 | 山際大志郎殿 |

議 員 派 遣

令和3年12月13日

次のとおり、議員を派遣する。

1 令和3年度九州各県議会議員交流セミナー

- (1) 目 的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等について情報や意見交換を行うことにより、政策提案力その他議会機能の充実を図るとともに、九州の一体的な発展と地方主権の確立をめざす。
- (2) 派遣場所 佐賀県佐賀市
- (3) 期 間 令和4年2月3日（木）から
令和4年2月4日（金）まで
- (4) 派遣議員 星原 透 右松 隆央 日高 博之 野崎 幸士
山下 寿 安田 厚生 田口 雄二 山内佳菜子
重松幸次郎 関師 博規

請 願 一 覽 表

| 委 員 会 | 請 願 | | 計 | 備 考 |
|-------------|-----|-----|---|-----|
| | 新 規 | 繼 続 | | |
| 総 務 政 策 | 3 | 1 | 4 | |
| 厚 生 | — | — | — | |
| 商 工 建 設 | — | 1 | 1 | |
| 環 境 農 林 水 産 | — | — | — | |
| 文 教 警 察 企 業 | — | 1 | 1 | |
| 計 | 3 | 3 | 6 | |

新規請願

| | | | |
|-------|---|-------|------------|
| | | | 総務政策常任委員会 |
| 請願番号 | 請願第10号 | 受理年月日 | 令和3年11月30日 |
| 請願の件名 | <p>私学助成の拡充・強化についての請願</p> <p>(要旨) 私学助成の拡充・強化についての請願</p> <p>(理由) 本県の私立幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校（以下「私立学校」という。）は、それぞれ建学の精神に基づき公立学校と共存した公教育の一翼を担い、先駆的な教育の実践や新しい時代に対応する自由で多様な教育を積極的に展開して、本県の学校教育の発展に寄与すべく努力を重ねている。</p> <p>本県では、全国平均よりも早く高齢化や人口減少が進行しており、中学卒業生数は令和3年3月現在で約1万人と、約30年間でほぼ半減している。また、就学・就業期に当たる若年層の大都市圏への流出が進んでおり、将来の宮崎を担う有為な人材の育成・定着がこれまで以上に求められている。</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、各私立学校においても感染防止のためにさまざまな対応を余儀なくされ、ICTを活用したオンライン授業の取組が推進された一方で、学校間における教育のデジタル化の格差も鮮明となった。また、近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震に備え、早急に子どもたちの生命を守り安全を確保するための私立学校施設の耐震化の完了が急務となっている。</p> <p>このように急速に変化する社会構造の中で、我々私学教育に携わる者は、私学教育の最大の特徴である「個性豊かで多様性のある人材育成」を一層伸長し、新しい社会に果敢に立ち向かえる人材を育成すべく、それぞれの課題解決に向けて取り組んできたが、少子化による急激な生徒等の減少は、保護者からの学納金と行政からの経常費助成によって支えられている私立学校の経営に深刻な影響を与えている。また、子どもたちそれぞれに相応しい学びを保障する観点から、私立幼稚園・認定こども園から大学に</p> | | |

至るすべての学校種において、保護者の経済的負担の軽減を求める制度が拡充されたところであるが、現行の制度では世帯年収額に係る格差があるなど、教育の無償化は未だ道半ばの状態にある。

公教育の一翼を担う私立学校が、国の進める教育改革に的確に対応し、将来を担う子どもたちに、時代の変化に対応できる知識や能力を身に付けさせるためには、質の高い教育活動を維持・向上させるための取組を進めることは勿論、私立学校を運営する学校法人の財政基盤の安定化のための私学助成の拡充・強化が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、私立学校における教育の重要性を鑑み、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し一層の拡充を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減のための就学支援金制度の拡充・強化や、私立学校のICT化や私立学校施設の耐震化などの教育環境整備の充実を強く要望する。

| | |
|------|------------------|
| 紹介議員 | 井本 英雄 横田 照夫 |
|------|------------------|

新規請願

| | | | |
|-------|---|-------|-----------|
| | | | 総務政策常任委員会 |
| 請願番号 | 請願第11号 | 受理年月日 | 令和3年12月2日 |
| 請願の件名 | <p>「消費税インボイス制度の中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願書</p> <p>【請願趣旨】</p> <p>新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、今年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。</p> <p>免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。</p> <p>コロナ渦で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する下で、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。</p> <p>多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げています。</p> <p>新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小企業の存在が不可欠です。「税制で商売をつぶすな」の願いを込め、以下の事項を請願します。</p> <p>【請願事項】</p> <p>消費税インボイス制度を中止する事</p> | | |
| 紹介議員 | 前屋敷 恵美 来住 一人 | | |

新規請願

| | | | |
|-------|---|-------|-----------|
| | | | 総務政策常任委員会 |
| 請願番号 | 請願第12号 | 受理年月日 | 令和3年12月2日 |
| 請願の件名 | <p>「宮崎県に提出する許認可・届出等の申請書に行政書士代理人欄を設けることについて」の請願</p> <p>一 請願の要旨</p> <p>1 宮崎県の行政手続等に関してなりすましを防止し、申請の真正性を確保し、県民の権利の擁護と利益の保護をはかり、あわせて、行政手続の適正化による県民負担の軽減、被害の救済ならびに行政の円滑な運営に資するため。</p> <p>2 行政書士が代理人として、行政書士法に定める「記名・職印の押印」を履行し、知事の指導監督の下、行政書士の本人確認と法令順守による事件簿の作成、保存により、県民の真正な手続きの確保に資するため。 宮崎県に提出する許認可や届出等の申請書及び届出書(電子申請を含む)に、行政書士の代理人欄を設けていただきたい。</p> <p>二 請願の理由</p> <p>1 押印の廃止にともない、本人以外の第三者によるなりすまし申請が容易になっている現状にある。全国で見れば、本人たる建設業者の了解も無く廃業届の提出がなされた事案がある。宮崎県内でも同様の事案の発生の可能性がある。行政書士による本人確認と職印の押印が、なりすまし防止の機能を果たし、県民の権利の擁護と利益の保護がはかれることになる。</p> <p>2 持続化給付金等のコロナ支援に関する請求においても、なりすましや無資格者による申請等により不正請求が多数明らかになっている。これらはネット申請ではあるが、押印不要申請とネット申請の類似性に鑑み、適正な補助金・交付金支給等に結びつけ、県民の納税の目的を達する必要がある。</p> <p>3 非行政書士による申請代行を抑止することで、行政窓口における行政手続法の順守が図られ、ひいては窓口事務の負担軽減につながる事となる。</p> | | |
| 紹介議員 | 井本 英雄 日高 陽一 満行 潤一 二見 康之 | | |

継 続 請 願

| | | | |
|-------|--|-------|-----------|
| | | | 商工建設常任委員会 |
| 請願番号 | 請願第3号 | 受理年月日 | 令和2年9月11日 |
| 請願の件名 | <p>「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願</p> <p>(要旨) 青年労働者の雇用を維持し生活を支える対策をいっそう強めるよう求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>(理由) 「家にいる時間が増えたため、光熱費の請求額が増えた」(22歳、都城市)「業績悪化による解雇の可能性が高く、就職もすぐに見つかる気がなくて不安」(28歳、宮崎市)「2月から自営業を始めたけれど、収入がなくて諦めた」(33歳、宮崎市)ーコロナ禍の下での青年労働者の深刻な実態です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大は、この宮崎県でも青年労働者の雇用、生活に影響を及ぼしています。不当な派遣切りや雇止め、就業時間が減り収入が減るなど少くない青年労働者が厳しい生活を余儀なくされています。日本の未来を担う全ての青年労働者が仕事や生活そのものを諦めることがないように、政治の役割が求められます。</p> <p>宮崎県としても、「雇用維持・人材育成と事業継続のための支援」を行っています。また、新型コロナウイルス感染拡大により職を失った労働者を雇用するなどの独自の対策を行っている市町村も生まれており、コロナ禍の下、青年労働者への経済的支援の必要性は明らかです。国が雇用調整助成金の上限を引き上げ、労働者が申請することができる制度にし、その特例を延長したことは多くの青年労働者が求めていたことです。こうした努力をさらに広げ、全ての青年労働者を支えるものにしていくためには国の役割が決定的です。</p> <p>「新型コロナウイルス感染拡大の影響で解雇・雇止めされた労働者が見込みを含め5万人を超えた」という厚生労働省の調査結果が示すように、今後さらに感染が広がれば、こうした青年の状況は一層深刻なものになると考えられます。新型コロナウイルス</p> | | |

| | |
|------|--|
| | <p>感染症の拡大を理由に仕事を失ったり、生活できない青年労働者を一人でも出してはなりません。</p> <p>こうした理由から、貴議会におかれましては、国に対し「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」を提出するよう願いたします。</p> |
| 紹介議員 | 前屋敷 恵美 来住 一人 |

継 続 請 願

| | | | |
|-----------|--|-----------|---------------------|
| | | | 文教警察企業常任委員会 |
| 請 願 番 号 | 請 願 第 6 号 | 受 理 年 月 日 | 令 和 2 年 1 1 月 3 0 日 |
| 請 願 の 件 名 | <p>新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>(要旨) 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り、学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>宮崎県の公立小中学校の学級編制基準等について、以下のことを請願します。</p> <p>①小学3年生～6年生と中学2年生～3年生でも上限35人学級を実施すること。</p> <p>①-2> 小学1、2年生の上限30人学級と、小学3年生以上での上限35人学級を、正式な、宮崎県の学級編制基準とすること。</p> <p>②宮崎県の特別支援学級の学級編制基準を上限6人とすること。</p> <p>③宮崎県の複式学級の学級編制基準を上限14人とすること。 (小学1年生を含む場合の規定は、現行の8人。)</p> <p>④中学校の複式学級は、解消すること。(事例がきわめて少ないため)</p> <p>⑤オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ること。</p> <p>⑥国に対して、次の2点について意見書を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学2年生以上中学3年生までの全学年で、上限35人学級を法律の改正によって行う。 ・新型コロナウイルス感染防止のため、20人以下学級を展望した少人数学級をすすめる。 <p>(理由) はじめに、請願項目①～④について説明します。 宮崎県では現在、小学校1、2年生が上限30人、中学1年生が上限35人ですが、それ以外の学年では上限40人です。小学2年生から3年生に変わる時、1学級減や、場合によっては2学級減となるなどして、学級当たりの人数が急激に増えるということが多々見受けられます。従来から「せめて35人学級を実現してほしい」</p> | | |

という保護者や教職員の願いがありました。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、文部科学省の提起した「学校の新しい生活様式」は、教室での子ども同士の距離を2メートル確保するために、教室あたりの児童生徒数は20人程度とする必要があるとされました。長期間の学校休校のあとに行われた「分散登校」は、この指導の下に行われました。一つの学級を半分に分けて、時間をずらして授業が行われましたが、現在では、元通りの学級のまま授業が行われています。新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員の命と健康を守るためには、宮崎県の学級編制基準を上限20人とする必要があります。そうすれば、すべての学級が20人以下となるからです。

昨年2019年度の宮崎県の公立小中学校の状況は、小学校では35%、中学校では29%がすでに20人以下となっています。一方、超過密な36人以上の学級が小学校で9%、中学校では17%もありました。

「調べる会・宮崎」（ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会・宮崎）が行った2017年度の実態調査では、現状の教員定数の使い方を変えれば、特段の増員を要さずとも、単式学級を上限35人、複式学級を上限14人、特別支援学級を上限6人とすることは十分に可能だということが判明しました。

国の加配定数である「指導方法工夫改善定数」やそれが基礎化された定数は、少人数学級に転用することができます。実際、宮崎県の小1・小2の「30人学級」や中1の「35人学級」は、この定数を転用して行われていますが、転用せずに「一部教科での少人数授業」に使われている定数が、小中学校合わせると309人分ありました。また、国の基礎的定数と県の基礎的配置数との差（その分は使われていない）が139人分ありました。合計で448人分の“使える定数”があるのです。

小学校の小学3年生以上の学年すべてで「35人学級」を実施するためには118学級を増やし、中学校では53学級増やす必要があります。小学校で複式学級を14人以下とするには7学級、中学校で複式をすべて解消するには5学級増やす必要があります。特別支援学級を6人以下とするには小学校で45学級、中学校で7学級増やす必要があります。それから、これらの学級数が増えることに伴って増やされる教員の数が小学校では17人、中学校では33人となります。ですから、増やさなければならぬ教員の数は合計285人となります。すでに見た通り、現行の定数で少人数学級化に使える定数が448人分あるのですから、定数の使い方を変える

だけで、特段の定数を増やさなくても実現可能なのです。

以上のことから、請願項目の①では、来年度2021年度から、宮崎県の学級編制基準を小学校3年生以上の全ての学年で一斉に上限35人とするを求めます。そして、請願項目の①-2では、現行の小学1・2年生の30人も正式に県の学級編制基準とすることを求めます。現状では、基準は変えずに運用で行われており、そのために国の標準より1クラスの人数を少なくして増えた学級数が、学級数に応じてプラスされる教員数の決定に、反映されていないからです。

また、複式学級の上限16人、特別支援学級の上限8人というのは、子ども同士の距離の点から言えば問題がないのですが、これらの学級編制基準についても従来から、複式学級はせめて上限14人に、特別支援学級はせめて上限6人に改善してほしいと要望がありました。

ですから、請願項目の②では、特別支援学級の編制基準を6人とする、請願項目の③では、小学校の複式学級の編制基準を14人とするを求めます。また、請願項目の④では、中学校の複式学級については、事例が少ないので、解消することを求めます。

次に、請願項目⑤について説明します。

9月30日に公表された文部科学省の次年度予算概算要求書を見ると、「少人数学級」の実施へ振替可能な加配定数を、ごく一部の学校での小学校高学年の教科担任制へ2000人分転換（すでに今年度、2000人分転換済み。）することが明示されているのに対して、少人数学級の具体的な人数については曖昧で、必要な予算額も明示されていません。また、少人数指導（一部の教科の授業時間だけを少人数にすること。）とICT（情報通信技術）を組み合わせる制度へ、教育予算の重点を移し変えようとしています。

宮崎県下の学校においても、すでに全校児童生徒にタブレットが配布される学校があるなど、オンライン授業に対応した予算の執行が進められています。しかし、オンライン教育が主となる学校制度では、子どもの健全な成長発達は保障できません。仮想空間での学習だけでは、体感を伴った現実の深い理解を得ることはできません。発育途上の未成熟な子どもたちの心身への電磁波の与える影響も心配です。オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ることを求めます。

請願項目⑥について、宮崎県議会として国に意見書を提出して

ほしい理由は以下のとおりです。

全国の調査の結果でも、上限35人学級は来年2021年度から全学年で一斉に実施可能であることが分かりました。まずは、国の制度として法改正による35人学級の実現を求めます。

新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員を守るためには、上限20人学級が必要です。宮崎県で今すぐに20人学級を実施するには、1,200程度の教室が必要ですが、現在の余裕学級は700ほどです。また、教員を1,300人ほど増やさなければなりません。それらを宮崎県独自に増やすのは、財政的にかなり負担が大きくなります。国庫負担制度を伴ったもので対応する必要があると考えます。来年度、35人学級が全学年で一斉に実施された後、コロナ禍の下でも安全・安心な教育環境を整えるには、国の制度としての20人学級実施に向けて計画的に学級編制基準を縮小していく必要があります。以上の2点について、宮崎県議会から国に対する意見書を提出することを求めます。

紹介議員

前屋敷 恵美 満行 潤一

継 続 請 願

| | | | |
|-------|--|-------|-----------|
| | | | 総務政策常任委員会 |
| 請願番号 | 請願第9号 | 受理年月日 | 令和3年6月21日 |
| 請願の件名 | <p>夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>1、 請願の趣旨 国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p> <p>2、 請願の理由 最近、夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の議論があります。しかし、夫婦別姓は子供が生まれれば、必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓や、兄弟の間でも姓が異なる兄弟別姓になってしまいます。それでは社会の基盤である家族の在り方に大きな影響を及ぼし、社会的にも混乱をもたらす心配があります。平成29年の内閣府の調査でも、別姓は子供にとって好ましくないとの声が62.6%にも上っているように、子供のためにも良くないと思う人が半数以上います。</p> <p>夫婦別姓については、昨年12月の政府の「第5次男女共同参画基本計画」の策定にあたって議論となりました。政府の結論は「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮」とされ、「婚姻により改正した人が不便さや不利益を感じることがないよう……引き続き旧姓の通称使用拡大やその周知に取り組む」と明記されました。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画に定められたように、家族の一体感、子供への影響を考慮し、夫婦・親子同氏制度を維持することが大切です。一方で婚姻により改姓した人の社会生活上の不便を解消するための方策としては、旧姓の通称使用の更なる拡充をはかり、それを進める環境の整備が必要です。</p> <p>つきましては、国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧</p> | | |

| | |
|------|---|
| | 姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。 |
| 紹介議員 | 窪 蘭 辰也 佐藤 雅洋 函師 博規 有岡 浩一 |

議 事 經 過

| 月 日 | 曜 | 区 分 | 議 事 内 容 |
|--------|---|-------|--|
| 11月25日 | 木 | 本 会 議 | 開 会 議席の一部変更 新議員紹介（川添 博議員、山内佳菜子議員） 会議録署名議員指名（右松隆央議員、函師博規議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 常任委員会委員及び特別委員会委員の選任 議案第1号～第19号上程 知事提案理由説明 議案第18号及び第19号委員会付託（給与改定関連） |
| | | | 総務政策常任委員会 |
| 11月26日 | 金 | 休 会 | （議案調査） |
| 11月27日 | 土 | | （閉庁日） |
| 11月28日 | 日 | | |
| 11月29日 | 月 | | （議案調査） |
| 11月30日 | 火 | 本 会 議 | 一般質問（前屋敷恵美議員、山内佳菜子議員、坂口博美議員、満行潤一議員） 総務政策常任委員長審査結果報告 討論（来住一人議員）（議案第18号に反対） 採決（議案第18号）（可決） 採決（議案第19号）（可決） |
| 12月1日 | 水 | 本 会 議 | 一般質問（山下博三議員、横田照夫議員、西村 賢議員、日高陽一議員） |
| 12月2日 | 木 | | 一般質問（田口雄二議員、岩切達哉議員、有岡浩一議員） |
| 12月3日 | 金 | | 一般質問（安田厚生議員、井上紀代子議員、河野哲也議員） |
| 12月4日 | 土 | 休 会 | （閉庁日） |
| 12月5日 | 日 | | |
| 12月6日 | 月 | 本 会 議 | 議案第20号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（坂本康郎議員、佐藤雅洋議員、丸山裕次郎議員） 採決（議案第16号、第17号）（同意） 議案・請願委員会付託 |

| 月 日 | 曜 | 区 分 | 議 事 内 容 |
|---------|---|-------|--|
| 12月 7 日 | 火 | 休 会 | 常任委員会 |
| 12月 8 日 | 水 | | |
| 12月 9 日 | 木 | | 特別委員会 |
| 12月10日 | 金 | | (議事整理) |
| 12月11日 | 土 | | (閉庁日) |
| 12月12日 | 日 | | |
| 12月13日 | 月 | 本 会 議 | 常任委員長審査結果報告 討論 (請願第11号不採択に反対) (来住一人議員) 採決 (議案第 1 号～第15号、第20号) (可決) 採決 (請願第 3 号) (取下げ承認) 採決 (請願第11号) (不採択) 採決 (請願第10号、第12号) (採択) 採決 (継続審査・調査案件) (委員長の報告どおり) 議員発議案送付の通知 議員発議案第 1 号から第 5 号まで追加上程、採決 (可決) 議員派遣の件 閉 会 |

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 副 議 長 濱 砂 守

宮 崎 県 議 会 議 員 右 松 隆 央

宮 崎 県 議 会 議 員 凶 師 博 規

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長

宮 崎 県 議 会 副 議 長

宮 崎 県 議 会 議 員

宮 崎 県 議 会 議 員